

労災保険
審査請求事務取扱手引

平成 26 年 8 月
厚生労働省労働基準局

基発0807第10号

平成26年8月7日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

「労災保険審査請求事務取扱手引」の改正について

労働者災害補償保険に関する審査請求事務（労働基準法第85条及び第86条に基づく審査及び仲裁を含む。）については、「労災保険審査請求事務取扱手引」（平成17年4月1日付け基発第0401011号。以下「通達」という。）により行ってきたところであるが、今般、「労災保険審査請求事務取扱手引」を別添のとおり改正したので、今後の事務処理に遺漏なきを期されたい。

なお、通達は本通達をもって廃止する。

目 次

第1部 審査請求及び再審査請求

I 審査請求制度の意義及び概要	3
II 労働者災害補償保険審査官	6
1 意義	6
2 審査官の管轄区域	6
3 審査官の任務	7
III 労働者災害補償保険審査参与	8
1 参与制度の意義及び参与の地位等	8
2 指名の手續及び指名期間	8
IV 審査請求手續	11
1 審査請求の対象	11
2 審査請求人	16
3 代理人	16
4 利害関係者	18
5 審査請求の期間	19
6 審査請求書の記載事項	21
V 再審査請求手續	25

第2部 審査請求の事務処理

I 審査請求事務の流れ	29
II 執務の基本的態度	30
1 基本的態度	30
2 審査請求事務の基本方針	30
3 留意事項	32
III 審査請求事務の開始	33
1 審査請求の申立て	33
2 審査請求の受付	33
3 指導による解決	35
4 移送	35
IV 要件審理	38
1 適法要件	38
2 不適法な審査請求と却下決定	39
3 補正命令	39
V 本案審理	44
1 審理の進め方の概要	44
2 審理を進めるに当たっての留意点	44
3 審査請求処理計画の策定	45
4 関係者に対する通知	46

5	審査請求の併合と分離	5 1
6	審査請求と原処分の執行停止	5 3
7	争点整理	5 4
8	意見の陳述	5 5
9	審査請求の趣旨及び理由の変更	6 0
10	証拠物件の提出	6 0
11	審査請求手続の受継	6 1
VI	資料の収集	6 3
1	意義	6 3
2	審理のための処分	6 3
3	資料収集に当たっての留意事項	6 8
4	審問	6 9
5	物件等提出命令	7 3
6	鑑定	7 4
7	立入検査	7 8
8	受診命令	8 0
9	資料の閲覧等	8 1
VII	参与からの意見聴取	8 3
1	概要	8 3
2	参与会	8 3
3	参与会への提出資料	8 3
4	参与会での意見聴取の結果資料	8 4
VIII	審査請求事務の終了	8 5
1	概要	8 5
2	審査請求の取下げ	8 6
3	決定	8 8
4	決定書の作成要領について	9 0
5	決定の効果	1 0 7
6	決定の変更及び更正	1 1 1
7	不作為についての不服申立て	1 1 4
8	「義務付け訴訟」及び「仮の義務付けの申立て」について	1 1 4
IX	審査請求に伴うその他の事務処理	1 1 5
1	整理・保存	1 1 5
2	報告	1 1 6
3	審査請求の費用	1 1 6
4	審理のための処分に関する証人等の旅費、鑑定料等	1 1 6
5	労災保険専門調査員の活用	1 2 0
6	再審査請求の受付事務	1 2 0
7	審査官の審査会への対応	1 2 0
X	決定を経ずに再審査請求された事件の事務処理	1 2 2
1	対象となる審査請求	1 2 2
2	「審査請求後3か月」の期間について	1 2 2
3	具体的な事務処理について	1 2 2
4	その他の留意点	1 2 3

第3部 審査請求及び再審査請求に伴う署長等の事務

I 署長等の事務	127
1 署長等の事務の種類	127
2 審査請求に対する署長等の基本姿勢	127
3 経由機関たる署長の事務	127
4 審査官及び審査会への意見・資料提出	128
II 意見書の作成要領	132
1 概要	132
2 意見書に記載すべき事項	132
3 意見書作成上の留意点	133
4 証拠資料に関する留意点	135
5 意見書の記載例	137
6 却下決定事件についての意見	147
III 局管理者における取組み	149
1 進行管理及び支援体制の確立	149
2 審査請求事件の検証	149
3 再審査請求事件の検証及び原処分庁の意見書作成等について	150
4 その他の支援対策	150

第4部 労働基準法に基づく審査又は仲裁

I 概要	155
1 意義	155
2 対象	155
II 署長が行う審査又は仲裁	157
1 申立て手続	157
2 職権による審査又は仲裁	157
3 審査又は仲裁の手続	157
4 結果の方式	158
5 効果	158
6 民事訴訟との関係	159
III 審査官が行う審査又は仲裁	160

第5部 審査請求関係事務様式

規則様式

第1号	労働保険審査請求書	165
第2号	労働保険審査請求書(雇用保険)	(略)
第3号	労働保険再審査請求書	166
第3号の2	労働保険再審査請求書(決定を経ない再審査請求)	167
第4号	労働保険再審査請求書(雇用保険)	(略)
第5号	審理のための処分の申立書	168

第6号	労働者災害補償保険審査官証票	169
第7号	雇用保険審査官証票	(略)
第8号	労働保険審査会審査員証票	(略)
第9号	手続受継届	170
第10号	決定・裁決更正申立書	171
第11号	参加申立書	172
第12号	審理非公開申立書	173
第13号	調書閲覧請求書	(略)

審査様式

第1号	審査請求聴取書	174
第2号	管轄違いの理由による移送について(管轄審査官あて)	175
第3号	管轄違いの理由による移送について(審査請求人あて)	176
第4号	審査請求の補正について	177
第5号	補正書	178
第6号	審査請求の補正の督促について	179
第7号	審査請求の受理について(審査請求人あて)	180
第8号	審査請求受理及び意見書の提出について(原処分庁あて)	181
第9号	審査請求の受理について(利害関係者あて)	182
第10号	審査請求の受理について(参与あて)	183
第11号	審査請求の受継について	184
第12号	非承継意思確認書	185
第13号	審査請求手続の終了について(取下げ、再審査請求受理の場合)	186
第14号	審査請求手続の中断について(承継人存否不明の場合)	187
第15号	審査請求の併合について	188
第16号	審査請求の分離について	189
第17号	来庁要求通知書	190
第17号の2	原処分庁意見書の送付及び審査請求人からの意見の聴取について	191
第17号の3	原処分庁意見書の送付について	192
第18号	労災保険給付請求権の時効について	193
第19号	証拠となるべき資料の提出について(原処分庁あて)	194
第20号	証拠となるべき資料等の提出について(審査請求人あて)	195
第21号	意見書遅延理由書の提出について(依頼)	196
第22号	意見書遅延理由書の提出について(回答)	197
第23号	来庁の依頼について(参考人あて)	198
第24号	意見書の提出依頼について	199
第25号	鑑定依頼について	200
第26号	物件の提出について	201
第27号	審査資料の提出の督促について	202
第28号	提出物件預り証	203
第29号	提出物件受取証明書	204

第 30 号	受診の命令について	205
第 31 号	審理のための処分の嘱託について	206
第 32 号	決定の更正について	207
第 33 号	審査請求取下げ書	208
第 34 号	審査請求事件に係る官報掲載について	209
第 35 号	参与候補者の推薦について	210
第 36 号	審査請求文書受付・送付簿	211
第 37 号	審査請求処理計画・処理経過簿	212
第 38 号	審査請求事件綴表紙	214
第 39 号	審査・仲裁申立書	215
第 40 号	審査費用（旅費）請求書	216
第 41 号	審査費用（意見書料 鑑定料 審査資料作成実費）請求書	217
参考 1	関係通達	219
参考 2	関係判例	283
参考 3	関係法令	305

凡 例

法令の表示や用語の引用については、おおむね次の略語を用いた。

労働基準法	労基法
労働者災害補償保険法	労災法
労働者災害補償保険法施行規則	労災則
労働保険審査官及び労働保険審査会法	労審法
労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令	労審令
労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則	労審則
行政不服審査法	行審法
行政事件訴訟法	行訴法
行政手続法	行手法
民事訴訟法	民訴法
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	個人情報保護法
行政機関の保有する情報の公開に関する法律	情報公開法
都道府県労働局	局
都道府県労働局長	局長
労働基準監督署	署
労働基準監督署長	署長
原処分をした労働基準監督署長又は労働局長	原処分庁
労働保険審査会	審査会
労働者災害補償保険審査参与	参与
労働者災害補償保険	労災保険
労災保険審査請求事務取扱手引	事務取扱手引
官印	
私印	

第1部 審査請求及び再審査請求

I 審査請求制度の意義及び概要

行政庁の違法又は不当な処分が行われた場合、これに不服のある者の権利利益の救済及び行政の適正な運営を確保するための不服申立手続については行審法に、訴訟手続については行訴法にそれぞれ一般的に規定されており、労災保険給付に関する処分についても原則的にはそれぞれの法律によることとなるが、労災法に基づく処分の特殊性にかんがみ、同法では、特に簡易迅速な決定を行う第一審の審査機関として審査官、厳格慎重な裁決を行う第二審の審査機関として審査会を規定している（労災法第 38 条及び第 40 条）。

再審査請求については、審査官の決定を経ることを要件とし、行政訴訟として国を被告とする処分の取消しの訴えについては、原則として審査官の決定と審査会の裁決との双方を経ることを要件としている（審査請求前置主義、労災法第 40 条、行訴法第 8 条）が、決定が 3 か月以内になされないときは決定を受けることなく再審査請求（労災法第 38 条第 2 項）を、裁決が 3 か月以内になされないときは裁決を受けることなく行政訴訟の提起（労災法第 40 条）をそれぞれすることができるとされている。

（労災法第 38 条（審査請求等）

保険給付に関する決定に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

② 前項の審査請求をしている者は、審査請求をした日から三箇月を経過しても審査請求についての決定がないときは、当該審査請求に係る処分について、決定を経ないで、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

③（略）

（労災法第 40 条（不服申立ての前置）

第 38 条第 1 項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する労働保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

1 再審査請求がされた日から三箇月を経過しても裁決がないとき。

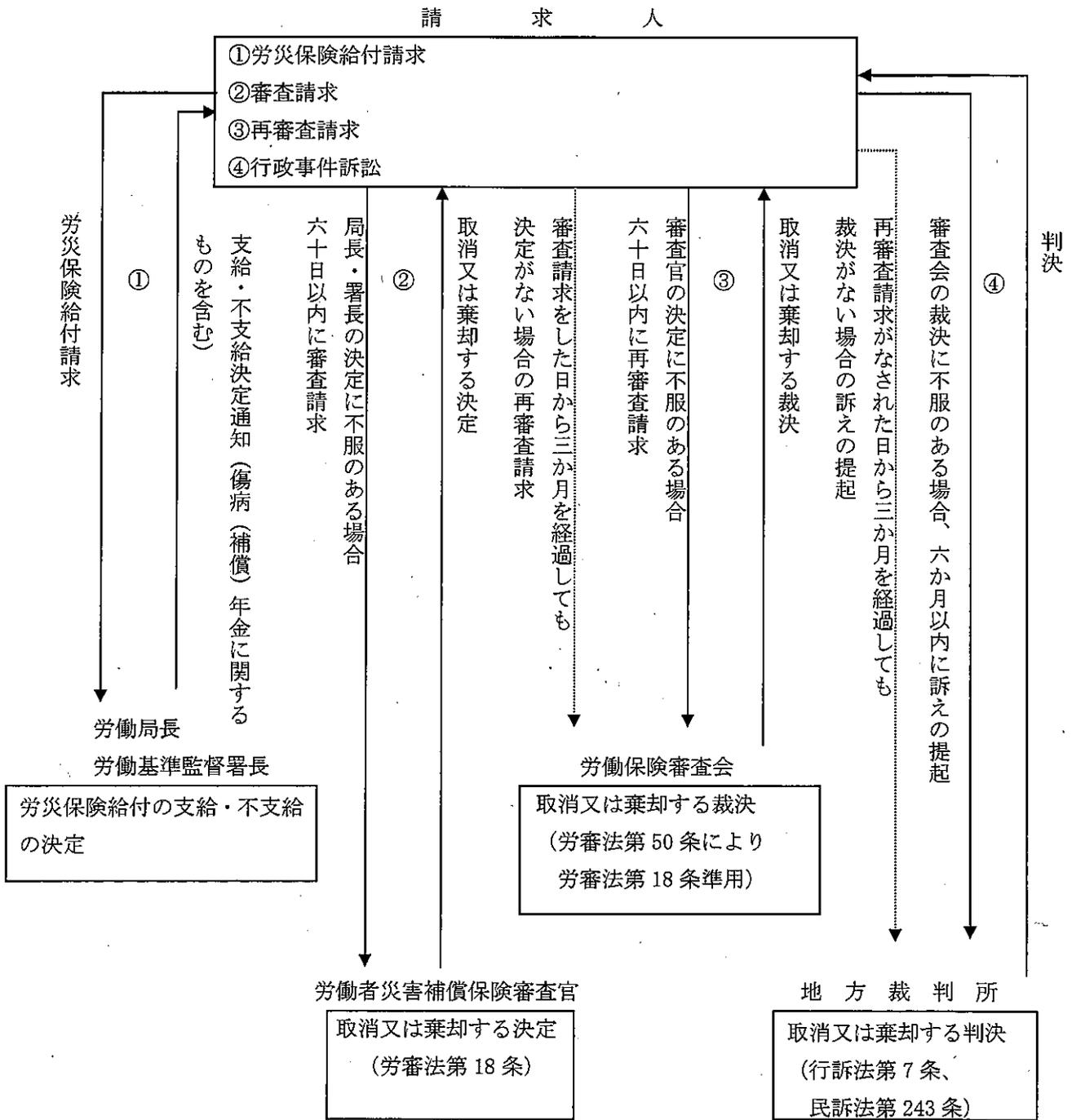
2 再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

これは、労災保険給付に関する決定が大量に行われる処分であり、行政の統一性を確保する必要があること、処分の内容も専門的知識を要するものが多いことから、できる限り行政機関内部において迅速かつ簡易に違法又は不当な処分を是正することが望ましいこと、行政不服審査は簡易迅速な処理をその本旨とすることから、訴訟の前に審査請求及び再審査請求を経由させても、審査請求人の裁判を受ける権利を損なうことにはならないことを

前提としている。

なお、労災法第 38 条の規定に基づく審査請求及び再審査請求については、行審法第 2 章第 1 節、第 2 節（第 18 条及び第 19 条を除く。）及び第 5 節の規定は適用しないとされている（労災法第 39 条）。また、審査請求（再審査請求）に対する処分については、行手法第 3 条第 1 項第 15 号「審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分」に該当することから、行手法第 2 章から第 4 章までの規定は適用除外とされている。

保険給付に関する決定に係る審査請求・再審査請求の概念図



II 労働者災害補償保険審査官

1 意義

(1) 審査官の任命

審査官は、各都道府県労働局に置かれ、行政職俸給表（一）による職務の級が3級以上の労働基準監督官又は厚生労働事務官のうちから厚生労働大臣によって任命される（労審法第2条の2及び第3条、労審令第1条）。

(2) 審査官の職権行使の準則

審査官は、その設置の目的にかんがみ、職権の行使に当たっては、公正かつ迅速にその事務を処理しなければならない（労審法第4条）。

保険給付に関する行政処分等への不服申立てについては、本来裁判による訴訟手続によるべきであるが、手続が煩雑で、高額の費用と長い期間を必要とすることなどから、労働者が救済を求める上で妨げとなる点が少なくない。そこで、行政内部に準司法的機能を有する機関を置くことにより、公平な立場から簡易・迅速に不服申立ての処理をすることとしたのが本審査請求制度の趣旨である。このような制度の趣旨に基づき、第一審たる審査官に対し、特に公正かつ迅速な処理について規定されていることに留意し、行政機関の一員として、できる限り速やかに決定を行い、審査請求人である労働者等の不安定な状態の解消に努める必要がある。

なお、審査官は、服務に関しては局長の管理監督下にあるが、個々の審査請求事件の判断・処理は、独立した行政機関として行う。

(3) 行政解釈との関係

審査官は、審査請求について独立して個々に判断するが、その判断は、法令に基づくことはもとより通達にも従うことを要し、審査請求の対象となる行政処分がこれらに違反又は違背していないかどうかの点に止まることとなる（「審査官は、厚生労働省内部の行政組織の一部として法令及びその解釈適用に関し厚生労働省の行政解釈を明らかにした通達に基づいて判断することは当然である。」長崎地裁昭和61年11月28日判決、P.286参照）。

なお、審査会の裁決については、先例として参考となりうるが、厚生労働省の行政解釈ではないので、審査官はこれに拘束されるものではない。

2 審査官の管轄区域

審査請求事件がいずれの審査官の管轄に属するかについては、原処分庁の所在地によって定まるものであり、審査請求人の住所とは関係がない。

すなわち、原処分庁の所在地を管轄する局に置かれた審査官が当該審査請求事件を担当することとなる（労審法第7条）。